

江府町地域交流拠点施設整備事業 競争的対話に関する質疑一覧

更新日： 令和5年2月20日

No.	資料名	頁	項目名	質疑	回答
1	募集要項	9	第3章3(2)④維持管理事業者及び運営事業者	運営事業者の資格要件について、「ウ」に記述の類似施設の運営実績は、ショップ、カフェ、ランドリーのそれぞれについて満たす必要があるか。	形態は問わず、営業施設の運営実績があれば可とします。
2	要求水準書	37	第8章3(1)②ウ施設運営業務	ア)～ウ)の各業務について、運営事業者が運営資格要件を満たす必要があるか。	転貸等によるテナントリーシングの場合は当該テナントが資格要件を満たせば良いが、直営により各業務の営業をされる場合には運営事業者が資格要件を満たす必要があります。 また、運営事業者が店舗等の運営を転貸する等して第三者に任せる場合は、運営事業者のア)～ウ)の実績は不要としますが、運営を任せる事業者の関心表明書または覚書等を参加資格確認申請時に提出してください。
3	募集要項	12-13	第3章8(1)提出書類	委託事業者に対する提出書類は何が必要か。	第3章3(1)⑨に記述の関心表明書または覚書、様式2-4の役員名簿及び商業登記簿謄本(現在事項全部証明書 ※発行から3ヶ月以内)を提出ください。 なお、運営事業者が店舗等の運営を転貸する等して第三者に任せる場合、その事業者の提出書類についても同様とします。
4	募集要項	17	第5章3関連契約	SPCを設立し、町との契約先とすることは可能か。	可能ですが、建設工事請負契約及び設計工事監理委託契約については同じ代表事業者が契約することはできません。